

今月のテーマ

幼児教育・保育の「無償化」

「聞こえは良いかもしれないけれど…」

今年5月、自民党・公明党・国民民主党などの賛成により、国会で改正子ども・子育て支援法が成立しました。これによって、今年10月から幼児教育・保育の「無償化」が実施されることになりました。

3歳から5歳の子どもについては、保育所等の保育料が無料になります。また、住民税非課税世帯については、0歳から2歳の子どもも「無償化」の対象になります。さらに、幼稚園の預かり保育や認可外保育施設なども、定められた上限額までは「無償化」されます。

政府は2017年12月の「新しい経済政策パッケージ」で「幼

教育の無償化」を掲げたのです

が、そこでは、障害のある子どもの児童発達支援等が「無償化」の対象になるかどうか、明確ではありませんでした。そのため、「障害乳幼児の療育に応益負担を持ち込まない会」は、「障害のある子どもを『幼児教育無償化』から外さないで！」という署名活動を展開しました。そうしたなか、2018年6月の閣議決定では「就学前の障害児の発達支援」を「無償化」の対象とすることが確認され、3歳から5歳の子どもについては、児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児入所施設も「無償化」されることになりました。

消費税の増税と抱き合わせる「無償化」

子どもや家族の権利を社会的に保障するという観点からすると、保育等の無償化は重要なことです。待機児童の解消や保育士の処遇改善と天秤にかけ、優先順位を議論すべき問題ではありません。それぞれが大切な課題です。

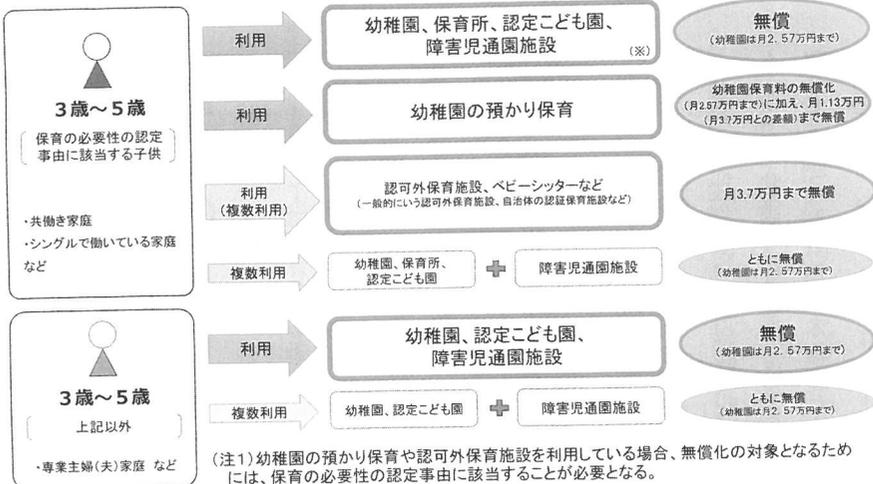
しかし、今回の「無償化」には多くの問題点があります。財源を消費税率の引き上げに求めていることは、特に大きな問題です。

保育所等の保育料は世帯の所得に応じて設定されているので、「無償化」によって解消される保育料負担は、相対的に所得の多い世帯ほど大きく、所得の少ない世帯ほど小さくなります。もともと保育料が無料になっている世帯にとっては、「無償化」で軽減される費用負担はなにもありません。それなのに、「無償化」と一体のものとして消費税の増税が進められると、低所得世帯には消費税の負担ばかりが被さってしまいます。

「無償化」では無償にならない

政府が進める「無償化」では、保育等が実際には無償にはならない、という問題もあります。3歳から5歳の子どもについても、無償化されるのは保育料だけで、給食費等の実費徴収は残り続けます。昼寝用布団の費用、遠足代、お泊り保育の費用、卒園アルバム代などは、無料にはなりません。施設によっては、制服代や体操服代なども必要になります。水泳教室や体操教室の費用がかかる施設もあります。そうした「隠れ保育料」は、「無償化」が実施されてもなくなりません。

幼児教育の無償化の具体的なイメージ(例)



住民税非課税世帯については、0歳～2歳児についても上記と同様の考え方により無償化の対象となる。この場合、月4.2万円まで無償。

(注2) 上記のうち認可外保育施設及びベビーシッターについては、認可外保育施設の届出をし、指導監督の基準を満たすものに限る(ただし、5年間の経過措置として、指導監督の基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする猶予期間を設ける)。

▲幼児教育の無償化に関する住民・事業者向け説明資料2(内閣府)

それどころか、「無償化」にともない、保育所等の給食費(食料料費)が実費徴収化されることになりました。従来、保育所に通う3歳以上の子どもについては、主

給食費(米・パン代)だけが実費徴収されてきました。今後は、原則として副食費(おかず代)も実費徴収されるため、保護者が負担する給食費は大幅に増えるでしょう。

「障害のある子ども」への影響は?

給食費が実費徴収化されることは、保育施設だけの問題にとどまりません。学校や障害者施設などの給食を無償化していくというのが本来めざすべき方向であるのに、それとは逆の流れがつけられるわけです。教育や福祉の領域全体において、給食費の自己負担が強化・固定化されていくことが心配されます。

市町村の財政が「無償化」で変動することへの注意も必要でしょう。市町村の財政に余裕が生まれるのであれば、その余裕を(障害のある)子どもたちのために活用することを求めるべきです。そして、逆に財政が厳しくなるような(障害のある)子どもたちや家族・職員にシワ寄せがいかないようにさせる必要があります。

「無償化」を理由にした保育所等の民営化も警戒しなければなりません。「公立施設だけは『無償化』の費用を市町村が全額負担」という語られ方がされているので

す。実際には、公立施設についての費用は、地方自治体を受け取る地方交付税に反映されるため、「市町村が全額負担」というのは必ずしも正確ではありません。しかし、「無償化」が民営化の口実にされる可能性はあります。財政的な観点から民営化が進められれば、障害のある子どもの保育にも否定的な影響が及ぶことが懸念されます。

また、保育所等の給食費が実費徴収化されると、一日あたりの給食費が見えやすくなります。「週1回は療育に通っているから保育所の給食は食べていないのに…」「土曜日に保育所に行っても行かなくても給食費は同じ？」など、疑問が生まれやすくなるでしょう。けれども、保育等を一日単位で考えるようになると、子どもや家族の生活も、保育施設の運営も、不安定になっていきます。「日割り」の発想が広がらないようにすることも課題です。

丸山啓史(まるやま けいし)

京都教育大学